

## 株式会社ボンシックに対する景品表示法に基づく措置命令について

平成22年3月25日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社ボンシックに対し、「NYX」の商標を付した化粧品及び化粧雑貨の表示について、景品表示法第4条第1項第3号（商品の原産国に関する不当な表示）の規定に違反する事実が認められたため、同法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

### 1 関係人の概要

事業者名	株式会社ボンシック
所在地	東京都渋谷区広尾五丁目19番10号
代表者	代表取締役 水野 泰行
設立年月	平成7年8月
資本金	1000万円（平成21年12月時点）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 違反事実の概要

対象商品	「NYX」の商標を付した化粧品及び化粧雑貨（別紙1の「商品名」欄記載の21品目）
表示期間	平成18年3月ころから同年9月ころまで及び平成19年1月ころから平成21年9月ころまで
表示媒体	対象商品に貼付したラベル（別紙2）
表示内容	「アメリカ製」と記載することにより、あたかも、対象商品の原産国がアメリカ合衆国であるかのように示す表示
実際	対象商品の原産国又は原産地は、別紙1の「原産国・原産地」欄記載のとおり、アメリカ合衆国ではなかった。
関係法条	景品表示法第4条第1項第3号（商品の原産国に関する不当な表示）

#### (2) 命令の概要

- ア 前記(1)の表示は、対象商品の原産国について、一般消費者に誤認される表示である旨を周知すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：系井

電話 03-3507-9235

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

	商品名	原産国・原産地	表示期間
1	ダイヤモンド スパークリング リップスティック (DS)	中華人民共和国 (以下「中国」という。) 又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
2	ウルトラパールアイシャドー (UP)	中国又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
3	オートアイブロウペンシル (EP)	大韓民国 (以下「韓国」という。)	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
4	ジャンボペンシル アイ & リップ (JEP)	中国又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
5	シングルアイシャドー (ES)	中国又は韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
6	スリムペンシル アイブロウ & アイライナー (SPE)	ドイツ連邦共和国 (以下「ドイツ」という。) 又はフランス共和国 (以下「フランス」という。)	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
7	スリムペンシルリップライ ナー (SPL)	ドイツ又はフランス	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
8	チューブリップグロス (TG)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
9	トリオアイシャドー (TS)	中国又は韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
10	パウダーブラッシュ (PB)	中国又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
11	メタルカラーリキッドアイラ イナー (LE)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで

12	NYXリップグロス (LG)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
13	ロングラッシュカラーマスカ ラ (MS)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
14	NYXダブルシャープナー (W)	ドイツ	平成19年4月ころから 平成21年9月ころまで
15	シアーグロス (STG)	中国又は台湾	平成19年5月ころから 平成21年9月ころまで
16	ブロンザーパウダー (BP)	中国又は台湾	平成19年7月ころから 平成21年9月ころまで
17	グリッターマニア ジャンボ ペンシル (GMJP)	中国	平成19年9月ころから 平成21年9月ころまで
18	グリッタークリームパレット (GCP)	中国	平成19年9月ころから 平成21年9月ころまで
19	ブラックレーベル リップス ティック (BLL)	台湾	平成20年2月ころから 平成21年9月ころまで
20	キャンディ グリッターライ ナー (CGL)	中国	平成20年9月ころから 平成21年9月ころまで
21	グリッターワンドマスカラ (G WM)	中国	平成21年1月ころから 平成21年9月ころまで

(拡大したもの)

1 「ダイヤモンド スパークリング リップスティック」(DS)



2 「ウルトラパールアイシャドー」(UP)

(拡大したもの)



3 「オートアイブロウペンシル」(EP)

(拡大したもの)



4 「ジャンボペンシル アイ&リップ」(JEP)

(拡大したもの)



5 「シングルアイシャドー」(ES)

(拡大したもの)



6 「スリムペンシル アイブロウ&アイライナー」(SPE)

(拡大したもの)



(拡大したもの)

7 「スリムペンシルリップライナー」(SPL)



(拡大したもの)

8 「チューブリップグロス」(TG)



(拡大したもの)

9 「トリオアイシャドー」(TS)



10 「パウダーブラッシュ」(PB)

(拡大したもの)





(拡大したもの)

11 「メタルカラーリキッドアイライナー」(LE)



12 「NYXリップグロス」(LG)

(拡大したもの)



(拡大したもの)

13 「ロングラッシュカラーマスカラ」(MS)



14 「NYXダブルシャープナー」(W)

(拡大したもの)



15 「シアーグロス」(STG)

(拡大したもの)



16 「ブロンザーパウダー」(BP)

(縮小したもの)



(拡大したもの)

17 「グリッターマニア ジャンボペンシル」(GMJP)



18 「グリッタークリームパレット」(GCP)

(拡大したもの)



19 「ブラックレーベル リップスティック」(BLL)

(拡大したもの)



20 「キャンディ グリッターライナー」(CGL)

(拡大したもの)



21 「グリッターワンドマスカラ」(GWM)

(拡大したもの)



## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

## ○ 商品の原産国に関する不当な表示

(昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条第3号の規定により、商品の原産国に関する不当な表示を次のように指定し、昭和49年5月1日から施行する。

商品の原産国に関する不当な表示

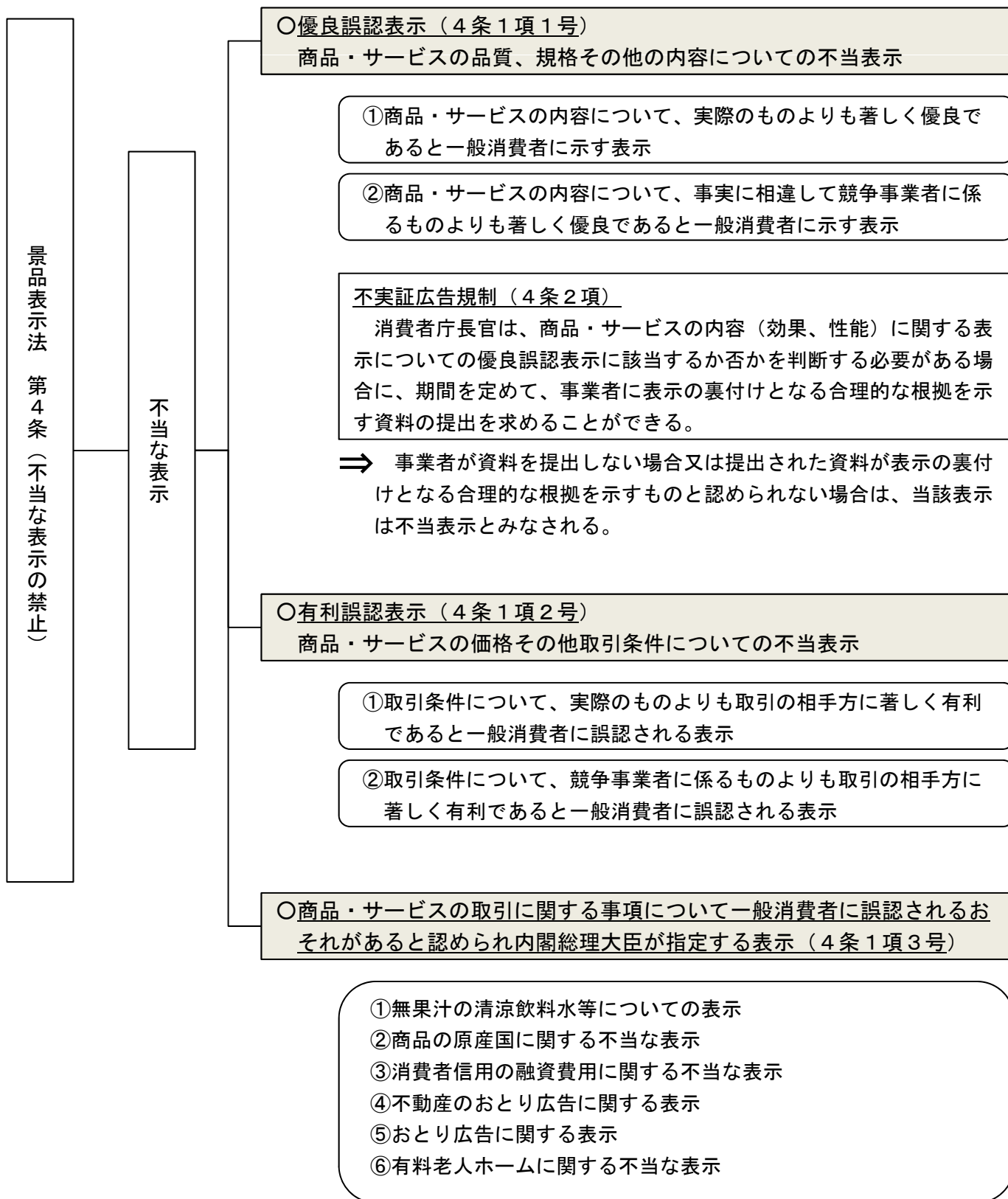
- 1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
  - 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
  - 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
  - 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
  - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
  - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
  - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。



## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第82号  
平成22年3月25日

株式会社ボンシック  
代表取締役 水野 泰行 殿

消費者庁長官 内田 俊一 (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が販売する別表の「商品名」欄記載の化粧品及び化粧雑貨21品目（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1項第3号の規定に違反する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が平成18年3月ころから同年9月ころまでの間及び平成19年1月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品に貼付したラベルにおいて行った「アメリカ製」との表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該商品の原産国について、一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに周知しなければならない。この周知の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の原産国について、一般消費者が判別することが困難である表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ボンシック（以下「ボンシック」という。）は、東京都渋谷区広尾五丁目19番10号に本店を置き、化粧品及び化粧雑貨の輸入販売業等を営む事業者である。
- (2) ア ボンシックは、平成18年3月ころから同年9月ころまでの間及び平成19年

1月ころから平成21年9月ころまでの間、アメリカ合衆国に所在するNYXコスメチック社が「NYX」の商標を付して製造する本件商品を、同社から輸入し、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

イ ボンシックは、本件商品に貼付したラベルに原産国を記載しているところ、当該ラベルの表示内容を自ら決定している。

- (3) ボンシックは、本件商品を販売するに当たり、別表の「表示期間」記載欄の期間に、本件商品に貼付したラベル(別添写し1ないし21)において、「アメリカ製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原産国がアメリカ合衆国であるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該商品の原産国又は原産地は、別表の「原産国・原産地」欄記載のとおりであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ボンシックは、本件商品の原産国について、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)第2項に該当する表示をしていたものであって、かかる行為は、同法第4条第1項第3号の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項に基づく教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 別表

	商品名	原産国・原産地	表示期間
1	ダイヤモンド スパークリング リップスティック (DS)	中華人民共和国 (以下「中国」という。) 又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
2	ウルトラパールアイシャドー (UP)	中国又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
3	オートアイブロウペンシル (EP)	大韓民国 (以下「韓国」という。)	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
4	ジャンボペンシル アイ& リップ (JEP)	中国又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
5	シングルアイシャドー (ES)	中国又は韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
6	スリムペンシル アイブロウ &アイライナー (SPE)	ドイツ連邦共和国 (以下「ドイツ」という。) 又はフランス共和国 (以下「フランス」という。)	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
7	スリムペンシルリップライ ナー (SPL)	ドイツ又はフランス	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
8	チューブリップグロス (TG)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
9	トリオアイシャドー (TS)	中国又は韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
10	パウダーブラッシュ (PB)	中国又は台湾	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
11	メタルカラーリキッドアイラ イナー (LE)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで

12	NYXリップグロス (LG)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
13	ロングラッシュカラーマスカ ラ (MS)	韓国	平成18年3月ころから 同年9月ころまで及び 平成19年1月ころから 平成21年9月ころまで
14	NYXダブルシャープナー (W)	ドイツ	平成19年4月ころから 平成21年9月ころまで
15	シアーグロス (STG)	中国又は台湾	平成19年5月ころから 平成21年9月ころまで
16	ブロンザーパウダー (BP)	中国又は台湾	平成19年7月ころから 平成21年9月ころまで
17	グリッターマニア ジャンボ ペンシル (GMJP)	中国	平成19年9月ころから 平成21年9月ころまで
18	グリッタークリームパレット (GCP)	中国	平成19年9月ころから 平成21年9月ころまで
19	ブラックレーベル リップス ティック (BLL)	台湾	平成20年2月ころから 平成21年9月ころまで
20	キャンディ グリッターライ ナー (CGL)	中国	平成20年9月ころから 平成21年9月ころまで
21	グリッターワンドマスカラ (G WM)	中国	平成21年1月ころから 平成21年9月ころまで

(拡大したもの)

1 「ダイヤモンド スパークリング リップスティック」(DS)



2 「ウルトラパールアイシャドー」(UP)

(拡大したもの)



3 「オートアイブロウペンシル」(EP)

(拡大したもの)



4 「ジャンボペンシル アイ&リップ」(JEP)

(拡大したもの)



5 「シングルアイシャドー」(ES)

(拡大したもの)



6 「スリムペンシル アイブロー&アイライナー」(SPE)

(拡大したもの)





(拡大したもの)

7 「スリムペンシルリップライナー」(SPL)



(拡大したもの)

8 「チューブリップグロス」(TG)



(拡大したもの)

9 「トリオアイシャドー」(TS)



(拡大したもの)

10 「パウダーブラッシュ」(PB)



1 1 「メタルカラーリキッドアイライナー」(LE)

(拡大したもの)



1 2 「NYXリップグロス」(LG)

(拡大したもの)



(拡大したもの)

1 3 「ロングラッシュカラーマスカラ」(MS)



(拡大したもの)

1 4 「NYXダブルシャープナー」(W)



1 5 「シアーグロス」(STG)

(拡大したもの)



1 6 「ブロンザーパウダー」(BP)

(縮小したもの)



(拡大したもの)

17 「グリッターマニア ジャンボペンシル」(GMJP)



(拡大したもの)

18 「グリッタークリームパレット」(GCP)



19 「ブラックレーベル リップスティック」(BLL)

(拡大したもの)



20 「キャンディ グリッターライナー」(CGL)

(拡大したもの)



2 1 「グリッターワンドマスカラ」(GWM)

(拡大したもの)

